

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、御所市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（航空写真撮影）

二 測量の地域 御所市全域

三 測量の期間 令和四年五月一日から同年九月三十日まで